

第5回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和2年11月13日（金）13時30分から15時10分

2 開催場所 大津市役所 別館1階大会議室

3 出席委員（17名）

2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	浅野	美江	委員

4 欠席委員（1名）

1番 高谷 久美子 委員

5 説明員（0名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第23号 農業者証明について
報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第25号 農業者等との意見交換会について
報告第26号 農業振興ビジョンについて

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査、主査

9 議事概要

事務局長 それでは、ただいまから第5回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

本日に付きましても、新型コロナウイルス感染症予防のため、3密を避ける形での開催でございます。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、今回も事前に議案書と併せて質問書をお送りさせていただきました。特に質問はございませんでした。ご協力ありがとうございます。

それでは最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、議席番号順となっております。本日は、議席番号5番安井善次委員、どうぞよろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

本日の総会の進行でございますが、毎回ながら説明の関係で、まず農地係が担当する議案についてご審議をいただき、休憩を挟んで農業振興係が担当する議案のご審議をいただくという順でどうぞよろしくお願いいたします。

会議全体の司会進行は、副会長の輪番制となっております。また、議案の審議につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長に進行をお願いいたします。

本日の司会は、北部選出の副会長でいらっしゃいます山本公彦副会長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ではまず、開会に当たりまして、副会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

副会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今日の総会もスムーズに進みますよう皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げ

ます。

本日は、高谷久美子委員が所要のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会に関する法律第28条第4項の規定により成立しておりますことを改めて申し上げます。

それでは、議事進行につきまして、会長、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、日程に従いまして始めさせていただきます。

なお、事前に質問がありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いいたします。

また、議事録の整理のため、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますようよろしく協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

10番 西村 正明 委員

11番 森田 康裕 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年11月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1とNo.2の荒川につきましては、私が地元委員ですので、意見を述べさせていただきます。

No.1とNo.2とがありますが、これは荒川のものでありまして、私とそれから地元推進委員と、測量士と現地を確認させていただきました。

No.1の〇〇の〇番は、〇〇さんが譲り受け、〇〇さんが譲り渡すもの、No.2の〇〇の〇番は隣地で、〇〇さんが譲り受け、〇〇さんが譲り渡すという、農地を交換するもので、使い勝手をよくするために入り口を譲り受け、その譲り受けた面積分をお渡しする形になると思います。田んぼとしては使い勝手がよくなるということで、非常にいいと思いますし、周辺への影響もないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、No.3の千野2丁目につきまして、地元委員よりご意見を願
いいたします。

委 員

位置図が5ページにあります。

千野2丁目字〇〇、〇〇番、〇〇番で、親から子への生前贈与になりま
す。理由は、事務局から説明がありましたが、子供としては、父母の農用地
を守るためということと、父母が高齢となり農業ができなくなるということ
だと聞いております。

11月5日に、地元推進委員とともに現地調査を行いました。子供さんは二
十歳ぐらいから農業をされており、別段問題等ないと確信しております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.4の堂1丁目につきまして、地元委員よりご意見願
いいたします。

委 員

この案件は、一昨日、譲受人と地元推進委員、それから私の3名で現地
立会いをさせていただきました。

この土地は、数年前に大戸川が氾濫し、水没した土地です。現在は修復さ
れ、畑として利用されております。譲受人は、定年退職し、時間的に余裕が
できたことから、この畑を購入して経営を拡大したいということで、現在里
芋を少し作られております。

先ほど事務局から説明のありましたように、現在経営面積は5,000㎡未満
ということですが、後ほど審議します2,393㎡分を利用権設定し、基準面積
の5,000㎡をクリアするということです。

年齢的にも3年以上は耕作を継続でき、営農可能な土地であり、申請書類
も確認しております。営農、草刈りの管理あるいは農業機械の所有など、特
に問題のある点はありません。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、以下の4件につきまして何かご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長

それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

ただし、先に事務局から説明がありましたとおり、No.4の堂1丁目につ
きましては、後ほど審議いたします議案第19号 農用地利用集積計画につ
いての審議の後でお諮りいたします。

それでは、No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につ
いて、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年11月13日提
出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る10月26日に実施いたしました現地調査の結
果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会
委員かつ地元委員からご報告をお願いいたします。

委 員 26日、現地立会しました。火災により焼失し、家を新築するもので、も
ともと建っていた場所に家を建ててもらうのが一番よいのですが、崖の改良に
ついて隣接所有者の同意がもらえなく、困った結果こちらの場所に決定した
ということです。説明のとおり、汚水排水等、全部既存のものを利用されま
すので、大丈夫だと思います。

また、この図面のとおり、周囲のほとんどは申請人の土地で、何ら問題な
いと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見がございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
No.1 につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
No.1 は許可することに決定いたします。

 続きまして、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
いて、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年11月13日提
出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

 事務局の説明を求めます。

 <事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る10月26日に実施いたしました現地調査の結
果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会
委員から一括してご報告をお伺いします。お願いします。

委 員 10月26日、一日立会委員として立ち会いをいたしました。
最初の件ですが、ブリーダーがドッグランを作られるということですが、隣
接者への説明は終わっていると思いますが、周囲に塀を建てて、中を見えに
くくされると聞いておりますので、大体それで大丈夫だと思います。

 あと残りの2件につきましては、事務局からの説明どおりだと思いますの
で、皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
No.1 の南小松につきまして、地元委員、ご意見をお願いいたします。

委 員 これは、先ほど事務局と一日立会委員からもご説明があったように、古く
からブリーダー事業をやっておられ、近隣からも迷惑等々の問題提起もなく
今日までやっておられますので、どうかお認めをいただきますようよろしくお
願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、No.2 の南比良につきましては、私が地元委員ですので、意見
を述べさせていただきます。

 No.2 の件ですが、一日立会委員、それから地元委員の私、それから推進委
員に同行いただきまして、現地立会いたしております。

この件については、農家住宅ということで、目的も何ら問題ないと確認ができており、特にそのほか、近隣の農地についても問題ないと確認できております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、No.3の大石小田原2丁目他につきまして、地元委員、ご意見をお願いいたします。

委員 この大石小田原2丁目の件につきましては、9月、10月とNEXCO西日本さんが新名神用の資材運搬及び土砂運搬のための道路を仮設するということが、これが3回目で、道路の延長という形で、事務局より報告がありましたとおり、問題はないものと思います。よろしく審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。
No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
それでは続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年11月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。
農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第19号 農用地利用集積計画については、妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。

それでは、先ほど採決を保留いたしておりました議案第16号のNo.4についてお諮りいたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

ここで一旦議案の審査を終了します。

司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは続きまして、報告案件です。

報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第23号 農業者証明について、報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

副会長 ありがとうございます。

以上をもちまして報告案件を終了します。

そのほか、本日特にこれはということがありましたらお願いをいたします。

(なしの声)

副会長 ないようでしたら、それではこれをもちまして農地系の案件を終了します。
これより暫時休憩し、2時30分から再開をいたします。

(休 憩)

副会長 それでは、再開します。
報告第25号 農業者等との意見交換会について、事務局の説明を求めます。

事務局 <事務局、資料に基づき説明>

副会長 ただ今の事務局の説明について、ご意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

副会長 ご意見がないようですので、次に報告第26号、農業振興ビジョンについて、事務局の説明を求めます。

事務局 <事務局、資料に基づき説明>

事務局次長 ○○委員には、農業委員会から農政審議会に出席していただいておりますので、何か意見あればお願いいたします。

委 員 最後にお話いただいた内容で一部気になる点がありました。今回の出席者の中には認定農業者、JA等おられましたが、農業と関係ない人が進めている机上論的な感覚があり、市街化区域内の農家として意見をいたしました。25ページにもあるように市民農園の関係、観光農園を更に進めるという点について、すべての人ができるわけではないが、現在一部の方が実施しておられます。実情は、農地のうち一畝という形で、非常に安い賃料で貸しておられる、一方で貸し手には、草刈などの費用は加味されない運用でされており、お手伝いという感覚です。また、市街化区域は固定資産税が高く、ある程度実情と見合うビジョンをあげてもらわないと、見かけだけでは困る、貸し手が不利益をこうむるのは困ると意見をしましたので、報告します。

副会長 ただ今の報告について、ご意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

副会長 ご意見がないようですので、事務局から、何か報告事項はありますか。

事務局 <事務局、その他の報告>

副会長 ありがとうございます。

 以上を持ちまして第5回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（橋本 正和 委員） 印

委 員（西村 正明 委員） 印

委 員（森田 康裕 委員） 印